

3 判定業務状況

問題に直面している児童の福祉を守るために、児童及び児童をとりまく家族や学校の状況等を調査し、問題の総合的理解を図る必要がある。

児童心理司の業務は、主として、面接・観察・心理検査等を基に、心理学的観点から問題の理解を進め、適切な処遇・指導に結びつけることである。

(1) 診断及び心理療法・カウンセリング等の状況(延件数)

(栃木県総計)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング・心理療法等
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他	面接・指観察	
児童	890		224	2,408	1,536	33	109	4,767	1,363
保護者	646			4				2,905	415
その他	15							581	760
計	1,551		224	2,412	1,536	33	109	8,253	2,538

(中央児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング・心理療法等
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他	面接・指観察	
児童	358		224	1,035	483	5	50	2,363	781
保護者	218			1				1,398	349
その他	3							344	430
計	579		224	1,036	483	5	50	4,105	1,560

(県南児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導				カウンセリング・心理療法等	
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他		
児童	315			877	872	27	30	1,502	407
保護者	306			3				946	41
その他	4							125	222
計	625			880	872	27	30	2,573	670

(県北児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導				カウンセリング・心理療法等	
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他		
児童	217			496	181	1	29	902	175
保護者	122							561	25
その他	8							112	108
計	347			496	181	1	29	1,575	308

医学診断指導は、児童の援助を行う上で重要であり、医師（小児科・精神科）による診察と必要に応じて医療機関に委託し実施した検査とに分けられる。

診察は、被虐待児のアセスメント診断、療育手帳の知的障害の診断、思春期の情緒的问题に関することが多い。

医学診断指導や心理診断指導における検査は、小児神経や言語に関するものである。

なお、中央児童相談所においては、一時保護所の児童に対する診察（健康診断）を医学診断指導に含んでいる。

また、心理診断指導については、一人の児童に対し複数の検査等を交え実施することがある。心理療法・カウンセリング等には、プレイセラピー、箱庭療法等が含まれる。

(2) 相談種別心理診断受付状況

心理診断の受付人数は、3,123人であった。個々のケースに応じ、知能検査や人格検査等を組み合わせて心理診断を実施した。相談種別では、療育手帳判定等の知的障害相談が2,508人と最も多く、次が児童虐待相談で284人であった。

(単位：人)

		中 央	県 南	県 北	計
養護	児 童 虐 待	133	92	59	284
	そ の 他	72	29	46	147
保 健					
障 害	肢 体 不 自 由	1	2		3
	視 聴 覚 障 害				
	言 語 発 達 障 害				
	重 症 心 身 障 害		4	1	5
	知 的 障 害	1,050	894	564	2,508
	発 達 障 害	21	1		22
非 行	ぐ 犯 行 為 等	17	13	4	34
	触 法 行 為 等	6	9	4	19
育 成	性 格 行 動	40	19	21	80
	不 登 校				
	適 性	9	9	1	19
	し つ け		1		1
そ の 他		1			1
計		1,350	1,073	700	3,123

(3) 通所指導

ア 個別通所指導

総数

(単位：人)

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
371	1,972	165	998	116	659	652	3,629

うち被虐待の問題を持つもの

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
141	810	99	586	47	280	287	1,676

うち非行の問題を持つもの

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
32	150	9	56	7	35	48	241

イ グループ指導

総数

(単位：人)

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
3	16			21	66	24	82

うち被虐待の問題を持つもの

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
3	16			13	56	16	72

(4) 判定書・証明書等交付状況

(単位：件)

区分	診断書	判定意見書	証明書	その他	計
中央児童相談所	212	64	107	272	655
県南児童相談所	156	65	79	45	345
県北児童相談所	91	32	2	156	281
合 計	459	161	188	473	1,281

(5) 1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況

(単位：件)

児童相談所	精 密 検 査 ・ 事 後 指 導 等 実 施 件 数
中央児童相談所	9
合 計	9

(6) 療育手帳取扱状況

令和6(2024)年度の療育手帳交付に伴う判定診断は、2,449件、そのうち最重度（A 1）267件（10.9%）、重度（A 2）408件（16.7%）、中等度（B 1）538件（22.0%）、軽度（B 2）1,101件（45.0%）であり、うち1,741件が再判定による診断である。

療育手帳は、原則的に2年ごとに判定を実施し、家庭での療育等の指導を中心に行っている。

児童相談所別市町別療育手帳取扱状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1	A 2	B 1	B 2	取下げ・非該当等	計						
			再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)							
中央児童相談所	市	宇都宮市	85	77	104	92	158	120	293	204	60	22	700	515
		鹿沼市	9	9	26	20	22	20	60	30	8	1	125	80
		日光市	9	7	11	10	14	12	36	21	1		71	50
		真岡市	7	7	16	14	29	26	50	30	9	1	111	78
児童相談所	河内郡	上三川町	3	3	7	5	6	5	14	6	1		31	19
		益子町	1	1	3	3	3	3	13	12			20	19
	芳賀郡	茂木町			1	1	2	1	7	3			10	5
		市貝町	1	1	5	3	3	3	4	2			13	9
		芳賀町	1	1	4	4	4	2	5	5	1		15	12
	管外		2	2			2	2	5	1			9	5
計			118	108	177	152	243	194	487	314	80	24	1,105	792

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等 再判定(再掲)	計 再判定(再掲)
				再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)		
県南児童相談所	市	足利市	18	17	26	24	28	23	60	38	1	133 102
		栃木市	21	21	31	27	42	27	97	59	6	197 134
		佐野市	13	11	26	21	35	24	59	37	3	136 93
		小山市	34	30	45	40	48	34	121	81	6	254 185
		下野市	14	11	12	11	10	7	20	15	3	59 44
	下都賀郡	壬生町	3	3	6	5	15	12	25	13	3	52 33
		野木町	4	4	9	8	12	8	13	9	2	40 29
	管外		1	1			2	1	3	2		6 4
計			108	98	155	136	192	136	398	254	24	877 624

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等 再判定(再掲)	計 再判定(再掲)	
				再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)			
県北児童相談所	市	大田原市	7	7	11	9	23	17	32	20	6 2	79 55	
		矢板市	6	6	10	8	11	9	16	9	3	46 32	
		那須塩原市	10	9	33	28	27	19	76	46	10	156 102	
		さくら市	6	6	8	7	12	9	38	21	4 1	68 44	
		那須烏山市	4	4	3	3	8	7	19	14	4 1	38 29	
	塩谷郡	塩谷町	1	1	1	1	4	4	6	4		12 10	
		高根沢町	3	3	5	5	9	6	13	11	2 1	32 26	
	那須郡	那須町	4	4	3	3	6	4	12	7	1	26 18	
		那珂川町			2	2	3	3	4	3	1 1	10 9	
管外													
計			41	40	76	66	103	78	216	135	31 6	467 325	

栃木県総計	267	246	408	354	538	408	1,101	703	135	30	2,449	1,741
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	----	-------	-------

(7) 家族支援事業の実施状況

ア 外部委託

虐待をした保護者は、保護者自身に被虐待歴やDVなど被害体験を受けた者が少なくなく、それがこどもとの関わりにおいて虐待という事象として現れる場合がある。

そこで、虐待の再発を防ぎ、親子の適切な関係構築を目指すためには、保護者の認識や行動の変容が必要であることから、虐待をした保護者に対する治療的・教育的プログラムとして、平成24(2012)年度から外部機関への委託により次の家族支援事業を実施している。

(ア) MY TREE ペアレンツ・プログラム

- ◆内 容 父親・母親各13回のグループワークにおいて、保護者自身が本来持っていたセルフケアと問題解決力を回復し、虐待行動の終止を図る
- ◆委託先 特定非営利活動法人 だいじょうぶ
- ◆実施期間 9月～12月
- ◆実施場所 パルティとちぎ男女共同参画センター（宇都宮市）

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	3(1)人	2(1)		1(0)	
県南児童相談所	0人				
県北児童相談所	4(2)人	4(2)			
一般・県外児相からの紹介	4(1)人	—	—	—	
計	11(4)人	6(3)		1(0)	

() はうち父親グループ参加者数

(イ) 保護者等カウンセリング

- ◆内 容 保護者の虐待に至る心理的背景等を理解し、誤ったこどもとの関わり方の修正を図るため、保護者に対する個別カウンセリングを行う
- ◆委託先 作新学院大学、原宿カウンセリングセンター
- ◆委託期間 4月1日～3月31日
- ◆実施場所 作新学院大学：作新こころの相談クリニック（作新学院大学内）
原宿カウンセリングセンター：オンライン

※上段() 内はカウンセリング実施回数

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	(16回) 3人	(16回) 3人			
県南児童相談所	(0回) 0人				
県北児童相談所	(5回) 1人			(5回) 1人	
計	(21回) 4人	(16回) 3人		(5回) 1人	

イ 家族支援研修

近年、児童虐待対応件数の増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童及び保護者の心理や環境等に配慮した専門的知識・技術に基づく的確・迅速な対応が必要とされている。こうした状況を踏まえ、平成29(2017)年度に要領を定め、児童相談業務に対応する職員の資質向上を目的として、児童虐待の再発防止や家族再統合を内容とした研修を実施している。

(ア) 家族支援基礎研修

実施日	研修テーマ	講 師	備 考
11月15日	サインズ・オブ・セーフティ アプローチの基礎	立正大学 社会福祉学部 鈴木 浩之 教授	市町児童相談業務 担当職員全体研修会、児童福祉司任用後研修と合同実施
1月24日	動機づけ面接の基礎	原宿カウンセリングセンター 高橋 郁絵 先生 さいたま市南部児童相談所 小平 真希 氏	市町児童相談業務 担当職員全体研修会と合同実施

(イ) 家族支援応用研修

実施日	研修テーマ	講 師	備 考
10月2日	解決志向アプローチの実践	原宿カウンセリングセンター 田中 ひな子 氏	市町児童相談業務 担当職員全体研修会と合同実施
10月29日	R I F C R™ (リフカー) 研修	認定NPO法人 チャイルドファースト ジャパン	
3月4日	サインズ・オブ・セーフティ アプローチ(SoF S)の実践 ～応用編～	中央児童相談所職員	

(8)被虐待児フォローアップ事業

虐待による心の傷や家族からの分離による不安を抱える施設入所児に対するグループワークや施設職員に対する研修を行った。

ア 入所児童に対するグループワーク

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
中央児童相談所	10回	3名	ゲームや遊びによる、リラクゼーション及び自己表現力向上等のためのグループワークを行った。
県北児童相談所	8回	6名	ゲームや遊び、製作などの活動を通して自己表現や他者との交流を楽しんだ。

イ 施設職員に対するコンサルテーション

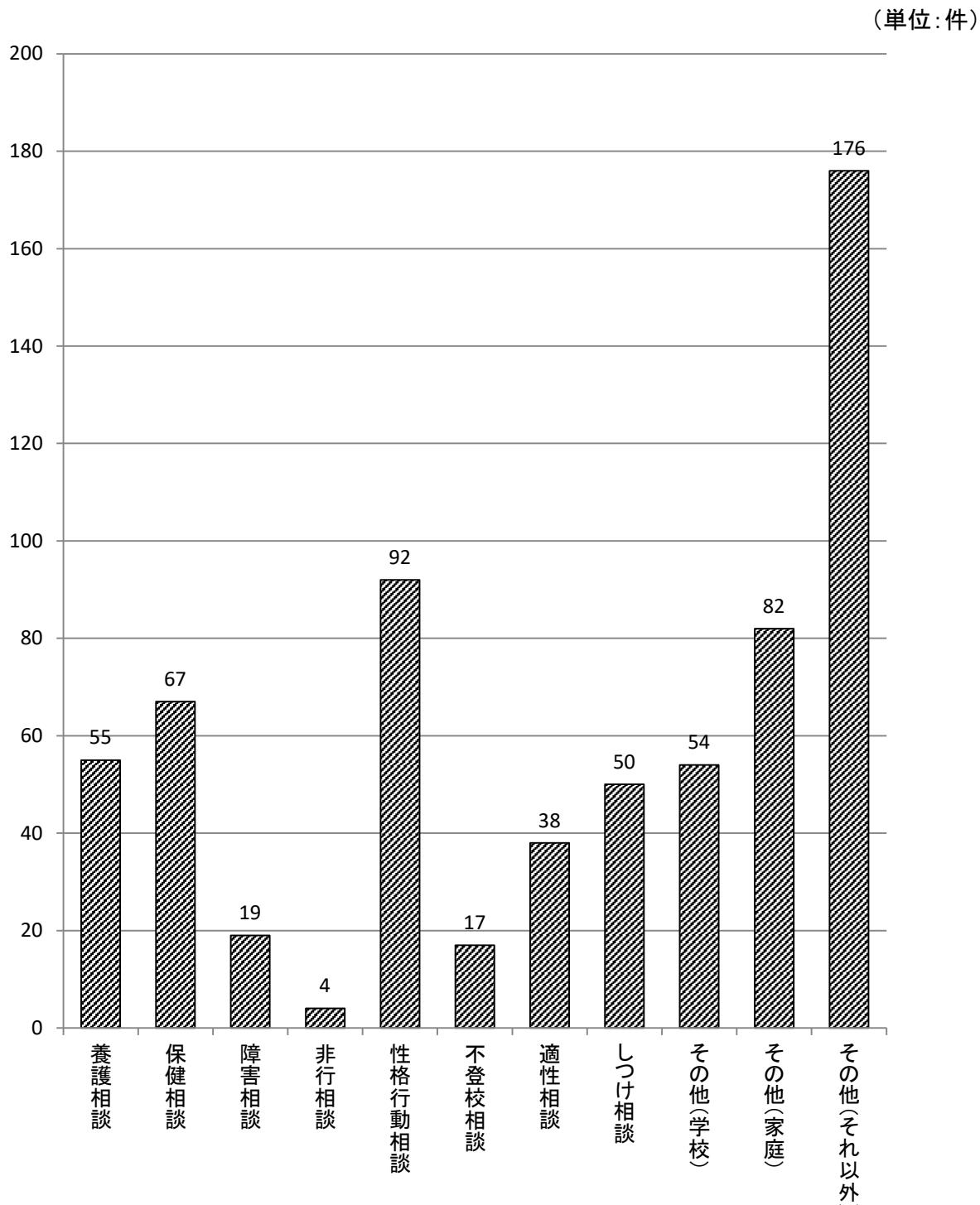
児童相談所	実施回数	対象者	内 容
県南児童相談所	3回 (3施設)	21名	被虐待児の複雑な生い立ちを理解してケアできるよう児童養護施設等の職員を対象にライフストーリーワークの事例検討(コンサルテーション)を実施した。

4 電話相談

(1) 電話相談種別受付状況

令和6(2024)年度に電話で受けた相談件数は654件である。電話で受ける相談でこどもについての心配や悩みごとのある方又はこども本人の身近な相談相手として、「テレホン児童相談」を実施している。

相談の傾向を見ると、保健相談、しつけ相談、養護相談の順となった（その他を除く）。
相談時間は、午前9時から午後8時まで、365日受付している。



(2) 電話相談種別年齢区分別受付状況(栃木県総計)

(単位：件)

種類	細分類	相談対象児童の年齢区分																			
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計	
養護	養育困難	1	1				1	1		1		2		1					1	9	
	養育環境	1			3	5	1	4	3				1	1	2	1			1	23	
	その他				1	6		5			1		1		1	6		1	1	23	
保健	病気・予防接種	1	4					1			1				2		1			10	
	身体発達																				
	性の問題															2		1		3	
	その他	3						1		1	1			1		45	2			54	
障害	肢体不自由																				
	視聴覚障害																				
	言語発達障害																				
	重症心身障害																				
	知的障害																				
	発達障害	1	1			6	1				7	1	1		1					19	
	その他																				
非行	盗み・金品持出									1				1	1					3	
	不良交友														1					1	
	家出・徘徊																				
	その他																				
育成	落ち着きなし							1			1	1								3	
	乱暴							1	2		7	1	2		1					14	
	虚言														1					1	
	反抗						3		1	2				3	1	1				11	
	無気力・消極的																				
	習癖																				
	その他				1	2	2	1	2	1	11	1	14	2	16	6	1	3		63	
	不登校						2			2	2	3	1	2	4	1				17	
	適性						2		1					33	1					38	
	育儿・しつけ	2	8	6	5	9	16	2	1	1										50	
その他	学校・先生				4		3	1		5	6	2	4		24	3	1	1		54	
	いじめ														1	1				2	
	家族・家庭	1	5	9	3	3	24	2	2		2	11	1	5	10	1		1	2	82	
	地域社会			1			1	7	1		8	8	1		9					36	
	恋愛・交友						1			1	1		1		2			1		7	
	その他						1						2	1	6	1	3	1	116	131	
合計		8	3	19	23	20	23	74	12	11	21	50	21	28	19	162	23	7	8	122	654

(3) 電話相談者別受付状況(栃木県総計)

(単位:件)

相 談 者 区 分		相 談 対 象 児 童 の 年 齢 区 分						
		0歳	1~3歳	4~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計
こども本人	男					2	93	95
	女				6		32	38
家 族 ・ 親 戚	父	男	1	1		2	3	7
		女	1		1	2	3	10
	母	男	6	12	37	88	25	4
		女		30	79	38	168	3
	祖父母	男		1		3	1	5
		女		1				1
	兄 弟	男					1	1
		女						
	その他の親戚	男						
		女						
知人・近隣	男							
	女					2	1	2
教育関係者	男							
	女							
医療機関	男							
	女							
その他の	男							
	女					2		
計	男	7	14	37	93	32	97	280
	女	1	31	80	50	172	40	374
合 計		8	45	117	143	204	137	654

5 里親登録と委託児童の状況

里親制度は、様々な事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じ、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことは、こどもの健全な育成を図る上で極めて重要である。

しかし、日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。このため本県では、社会的養護を必要とするこどもたちを、より家庭的な環境で養育していくことを推進する「栃木県社会的養育推進計画」を策定し、新規里親の開拓とともに、里親への委託推進に取り組んでいる。

(1) 里親委託の推移(栃木県総計)

(各年度4月1日現在)

(単位：世帯) (単位：人)

年 度	里親登録数	児童委託里親数	委託児童数
平17(2005)	178	36	40
平18(2006)	184	45	50
平19(2007)	185	47	52
平20(2008)	183	58	75
平21(2009)	191	74	90
平22(2010)	176	75	93
平23(2011)	191	78	91
平24(2012)	225	84	103
平25(2013)	243	86	106
平26(2014)	240	91	112
平27(2015)	247	91	109
平28(2016)	256	85	103
平29(2017)	265	80	96
平30(2018)	260	80	92
令元(2019)	272	87	93
令2(2020)	280	89	96
令3(2021)	299	91	97
令4(2022)	335	93	100
令5(2023)	366	99	114
令6(2024)	369	116	128
令7(2025)	363	111	123

(2) 管轄児童相談所別里親委託状況

令和7(2025)年4月1日現在

(単位：世帯)

(単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里 親 登 錄 数			児童委託 里親数	委託児童数		
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計
中央児童相談所	市	宇都宮市	102	4	67	26	14	14	28
		鹿沼市	13		10	3	3		3
		日光市	12	2	4	2	1	1	2
		真岡市	9		5	3	1	2	3
	芳賀郡	上三川町	6		4	3	1	2	3
		益子町	10		5	3	3	1	4
		茂木町							
		市貝町	1		1				
		芳賀町	4		3	2	1	1	2
	管 外		2			2	1	1	2
計			159	6	99	44	25	22	47
県南児童相談所	市	足利市	20	1	9	7	7		7
		栃木市	26		11	9	6	4	10
		佐野市	17	1	11	2	1	1	2
		小山市	26		19	9	8	3	11
		下野市	6		5	1		1	1
	下都賀郡	壬生町	6		3	3		3	3
		野木町	7		2	1	2		2
		管 外				2	2		2
計			108	2	60	34	26	12	38

(単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里 親 登 錄 数			児童委託里親数	委託児童数				
			専門里親登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組里親 (再掲)		男	女	計		
県北児童相談所	市	大田原市	16			6	3	2	1	3	
		矢板市	13	1	1	3	5	4	1	5	
		那須塩原市	32	2	1	18	11	6	10	16	
		さくら市	13	4	1	4	6	2	4	6	
		那須烏山市	6			1	2	1	1	2	
	塩谷郡	塩谷町	1			1					
		高根沢町	6			4	1	1		1	
	那須郡	那須町	4				1		1	1	
		那珂川町	2								
管 外			3			1	4	2	2	4	
計			96	7	3	38	33	18	20	38	
合 计			363	15	3	197	111	69	54	123	

(注)

- ・里親登録数については、各児童相談所で登録されている里親数で、「管外」については、転居等により、登録された児童相談所の管轄市町外（県外含む）に住所がある里親数
- ・児童委託里親数については、各児童相談所が児童を委託している里親数で、「管外」については、その児童相談所の児童委託里親であるが、管轄内に住所がない里親数（他県で登録されている里親を含む。）

(3) 市町別里親委託状況

令和7(2025)年4月1日現在
(単位:世帯)

(単位:人)

市郡	市町別	里親里子数	里親登録数			児童委託里親数	委託児童数		
			専門里親登録数 (再掲)	親族里親登録数 (再掲)	養子縁組里親 (再掲)		男	女	計
市	宇都宮市	103	4		67	28	15	15	30
	鹿沼市	13			10	3	3		3
	日光市	12	2		4	2	1	1	2
	真岡市	9			5	3	1	2	3
	足利市	21	1		9	7	7		7
	栃木市	26			11	9	6	4	10
	佐野市	17	1		11	2	1	1	2
	小山市	26			19	9	8	3	11
	下野市	6			5	1		1	1
	大田原市	16			6	3	2	1	3
	矢板市	13	1	1	3	5	4	1	5
	那須塩原市	32	2	1	18	13	8	10	18
	さくら市	13	4	1	4	6	2	4	6
	那須烏山市	6			1	2	1	1	2
河内郡	上三川町	6			4	3	1	2	3
芳賀郡	益子町	10			5	3	3	1	4
	茂木町								
	市貝町	1			1				
	芳賀町	4			3	2	1	1	2
下都賀郡	壬生町	6			3	4	1	3	4
	野木町	7			2	1	2		2
塩谷郡	塩谷町	1			1				
	高根沢町	6			4	1	1		1
那須郡	那須町	4				1		1	1
	那珂川町	2							
県外		3			1	3	1	2	3
合計		363	15	3	197	111	69	54	123

(注) 里親の住所がある市町別に分けた里親登録数及び児童委託里親数

6 児童福祉施設等入退所状況

(1) 児童福祉施設等入退所状況(栃木県総計)

(単位：件)

入退所別	種別	乳 兒 童 養 護 施 設 院	児 童 養 護 施 設	福 祉 型 ～ 障 知 害 的 児 入 所 障 施 設	福 祉 型 ～ 障 盲 害 児 入 所 施 設	医 療 型 ～ 障 肢 害 児 入 所 施 設	医 療 型 ～ 障 体 害 児 入 所 施 設	児 童 心 理 ～ 障 重 児 入 所 施 設	児 童 心 理 ～ 治 重 児 入 所 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設 親	里 フ ア ミ リ ー ホ ー ム	児童自立生活援助事業所			計
												I 型	II 型	III 型	
令2 (2020)	措置入所	47	48	8				4		11	29	17			164
	契約入所等			3				3					8		14
	退 所	36	72	5		1		5		14	36	6			175
	契約退所等			2				7					11		20
令3 (2021)	措置入所	39	49	7				5		9	17	3			129
	契約入所等			3		1	4						10		18
	退 所	33	46	12		1	1	10		11	22	5			141
	契約退所等			3		1	5						10		19
令4 (2022)	措置入所	53	76	9		4	4	6		22	38	4			216
	契約入所等					3	7						17		27
	退 所	54	78	8		2		7		17	22	6			194
	契約退所等			1		2	5						20		28
令5 (2023)	措置入所	36	62	12		3	1	8		14	43	3			182
	契約入所等			1		1	4						22		28
	退 所	37	63	13		2	2	6		13	29	4			169
	契約退所等			1		3	5						13		22
令6 (2024)	措置入所	29	63	9	1	2	2	4		17	45	5			177
	契約入所等			1		2	2						32	2	39
	退 所	39	83	9		1	1	5		20	38	4			200
	契約退所等			1		1	7						10		19

※ 措置変更を含む

※ 医療型障害児入所施設（重心身）には指定医療機関を含む。

※ 児童自立生活援助事業所については、児童自立生活援助事業実施要綱の改正により令和6年度からI～Ⅲ型に細分化された。また、「措置入所」「退所」に計上されていたものを「契約入所等」「契約退所等」に改めた。

(2)児童福祉施設等入所状況

令和7(2025)年4月1日現在 (単位:人)

種 別	施 設 名	定 員 暫定定員	入 所 児 童 数	入所率(%)	児童相談所別入所児童数			
					中 央	県 南	県 北	県 外
乳 児 院	宇 都 富 乳 児 院	80	65	23	35.4	17	2	4
	すみれ 乳 児 院	20		9	45.0	2	7	
	乳 児 院 「夢」	9		3	33.3		3	
	計	109		35		19	12	4
児童養護施設	下 野 三 楽 園	40		34	85.0	17	12	5
	き ず な	52		49	94.2	32	13	4
	あ か つ き 寮	28		23	82.1	17	6	
	明 和 園	40		23	57.5	9	9	5
	泗 水 学 園	50	47	37	78.7	9	26	2
	養 德 園	46		32	69.6	12	4	16
	桔 梗 寮	40		32	80.0	15	8	9
	氏 家 養 護 園	40		37	92.5	23		14
	イースターヴィレッジ	49		36	73.5	8	27	1
	ネ バ 一 ラ ン ド	40		36	90.0	17	16	3
	ア リ ス ト テ レ ス	35		30	85.7	6	24	
	計	460		369		165	145	59
福祉型障害児入所施設(知的障害)	大 和 久 学 園	20		18	90.0	4	11	3
	た か は ら 学 園	15		15	100.0	5	4	5
	国 分 寺 学 園	20		13	65.0	6	6	1
	桜 ふ れ あ い の 郷	15		9	60.0	5	3	1
	上 の 原 学 園			5			5	
	白 山 学 園			1			1	
	筑 峯 学 園			1			1	
	計	70		62		20	31	10
福祉型障害児入所施設(盲ろうあ)	横 浜 訓 盲 院			2		1	1	
	計			2		1	1	
医療型障害児入所施設(肢体不自由)	とちぎリハセンターこども療育センター	30		20	66.7	8	8	3
	両 毛 整 肢 療 護 園							
	計	30		20		8	8	3
医療型障害児入所施設(重心身)	国 立 病 院 機 構 宇 都 宮 病 院	100		16	16.0	13	2	
	星 風 会 病 院 星 風 院	60		3	5.0	1	1	
	あ し か が の 森 足 利 病 院 (契 約・措 置)	160		18	11.3		6	
	あ し か が の 森 足 利 病 院 (短 期 入 所)	8						
	な す 療 育 園	50		11	22.0	4	2	4
	計	378		48		18	11	4
児童心理治療施設	那 須 こ ら い の 家 (入 所)	35	28	21	75.0	2	2	5
	那 須 こ ら い の 家 (通 所)	10	1					
	計	45		21		2	2	5
児童自立支援施設	栃 木 県 那 須 学 園	60	24	8	33.3	5	2	1
	き ぬ 川 学 院							
	武 蔵 野 学 院			1			1	
	計	60		9		5	3	1
里 親 委 託				122		47	38	37
ファミリー ホーム	は な の 家	6		5	83.3	4	1	
	こ こ ろ の 家	6		5	83.3	5		
	陽 だ ま り の 家	5		2	40.0		2	
	さ く ら ハ ウ ス			1				1
	計	17		13		9	3	1
自立援助木一ム	星 の 家	8	7	4	57.1	1	2	1
	マ ル コ の 家	6		5	83.3		4	1
	虹	6		5	83.3	4	1	
	し も つ け	6		6	100.0	4	1	1
	響	6		4	66.7	3	1	
	大 樹	6	4	2	50.0	1		1
	さ く ら の 家	6		6	100.0		6	
	に こ つ と	6		6	100.0	3		3
	I P P O	5		1	20.0	1		
	ふ ら つ と	6		5	83.3	1		4
	ク ロ 一 バ ー	6		2	33.3	1	1	
	計	67		46		19	16	11
児童自立生活援助事業所Ⅲ型				3		3		
合 計				750		316	270	135
								29

7 その他の業務

(1) 施設巡回相談

措置中の児童に関する相談、施設の現状把握、施設職員との意思疎通を目的として、各児童相談所ごとに、所長、児童福祉司、児童心理司、相談員等が施設を訪問した。

令和6(2024)年度は、中央児童相談所が21施設（うち、書面開催4施設）、県南児童相談所が23施設（うち、書面開催4施設）、県北児童相談所が16施設（うち、書面開催1施設）で巡回相談を行つた。

(2) 施設処遇援助事業

施設での児童処遇の向上を目的として、施設と児相とが共同して行う事業である。

令和6(2024)年度は、施設内性問題への対策を強化する内容とし、「性教育担当者養成研修」等を次のとおり実施した。

施設名	回数	月日	内 容	協力専門家	担当児相
合同研修	1回	8月8日 合同研修 (オンライン)	①発達障害・愛着・トラウマと子どもの問題行動への理解と対応 ②児童養護施設と学校との連携 ③学校における子どもの権利擁護を考える	①県北児童相談所虐待対応課長 岩井 幸祐 氏 ②栃木県養護施設等連絡協議会 会長 福田 雅章 氏 ③名古屋市立大学学院 准教授 谷口 由希子 氏	中央
性教育者養成研修	1回	3月7日 合同研修	①「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」～性的同意を巡って～ ②グループワーク（ピアグループSV）	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	中央 県南 県北
下野三楽園	1回	1月31日	発達障害のある児童への対応職員間の連携について	さいたま子どものこころクリニック 星野 崇啓 氏	中央
きずな	1回	9月5日	社会的養護のアフターケアについて～自立への一歩のために、ケアリーバーに気付かされたこと～	とちぎユースアフターケア事業協同組合 田村 隆 氏	中央
氏家養護園	1回	1月28日	組織的に取り組むTIC～『おおきなかぶ』運営を目指して～	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	中央
ネバーランド	1回	12月3日	根拠ある実践を記録する方法～F-SOAPIで実践過程を可視化し、遺漏・齟齬のない経過記録を！～	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 特任教授 小嶋 章吾 氏	中央
あかつき寮 ・ 泗水学園 ・ イースターヴィレッジ ・ アリストテレス	1回	3月21日	よりよいケアワークのためのアセスメントとプランニング	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 研修部長 中垣 真通 氏	県南
養徳園	1回	9月20日	ロバートソンフィルムの上映と解説	国際医療福祉大学クリニック 臨床心理士 小林 順子 氏	県北
明和園	1回	11月1日 (オンライン)	発達や情緒の課題がある児童への関わり	福岡教育大学大学院 教育学研究科 青木 康彦 氏	県北
桔梗寮	1回	11月5日 (オンライン)	こどもの背景と対応をチームで統べ～ピアグループスーパービジョン～	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	県北

(3) 関係機関との連携

児童福祉事業の実効を高めるためには、関係機関、団体、さらには地域資源との連携が必要である。そのため、保育、教育、警察、保健福祉、司法等様々な関係機関の会議等に積極的に参加するとともに、講師、コンサルタントとして技術的援助を行うなど、地域とのネットワークづくりに努めた。

また、福祉系大学等からの実習生や、施設見学者等を受け入れているが、令和6(2024)年度の実績については次のとおりである。

ア 社会福祉援助技術現場実習生等の受入れ

児童相談所においては、社会福祉事業従事者を養成する学校等からの依頼により、実習生を積極的に受け入れ、福祉人材育成に資することとしている。

児童相談所で受け入れている実習とは、主に福祉系大学等における臨床心理実習及び保育実習のことをさしている。

令和6(2024)年度は、各児相あわせて、5大学 55名の実習生を受け入れた。

受入機関	依頼機関（学校等）	人 数	期間
中央児童相談所	3大学	48名（男13名、女35名）	おおむね5月～10月末までの期間において実施している。
県南児童相談所	1大学	4名（男1名、女3名）	
県北児童相談所	1大学	3名（男1名、女2名）	
計	5大学	55名（男15名、女40名）	

イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ

児童相談所においては、業務各関係機関との相互理解の促進、虐待防止にかかる取組の啓発に資することを始め、広く一般に業務の理解を図る事を目的として、各関係機関・団体から施設見学・業務説明等の依頼を受け、対応している。

令和6(2024)年度は、司法修習生や内地留学教員、臨床医合わせて43名の見学研修者を受け入れた。

(4) 市町支援事業

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正により、平成17(2005)年4月1日から市町村が虐待通告の受理機関に加えられるとともに、児童に関する第一義的な相談支援機関として位置づけられたところである。このため、市町における児童相談業務への円滑な対応を期するべく、必要な援助を実施した。

令和6(2024)年度の実施状況は次のとおりである。

内容	回数		
	中央	県南	県北
1 要保護児童対策地域協議会に対する支援 (1) 代表者会議・実務者会議への参加 (2) 定例会・個別ケース検討会議への参加	45回 154回	29回 150回	95回 181回
2 研修会等の開催、講師の派遣 (1) 児童相談所が主催する担当者会議、研修会等の開催 (2) 市町が開催する研修会への講師・助言者の派遣	23回 1回	35回 2回	15回 9回
3 その他個別ケースに関する技術指導・助言指導	随時	随時	随時

(5) 協力体制整備事業

児童相談所が地域において児童虐待防止等に関する活動を行うため、主任児童委員等に対して専門研修を実施している。

担当児相	実施日	場 所	研修テーマ	講 師	参加者
中央	9月13日	パルティ男女共同参画センター	・児童虐待の早期発見、早期対応について ・こどもを犯罪被害者等から守るための連携・協働の推進について	中央児童相談所職員	関係者 126名
県南	2月27日	とちぎ岩下の新生姜ホール (栃木文化会館)	ヤングケアラー、ケアラーへの関わり・支援のあり方	那須塩原市社会福祉協議会相談支援包括化推進員 柴田 直也 氏	関係者 72名
県北	2月7日	栃木県庁那須庁舎	発達障害の基本的な理解と対応について	栃木県障害者総合相談所発達・高次脳機能障害支援課 技師 高見 円馨 氏	関係者 45名

(6) 虐待ホットライン整備事業

児童虐待は、子どもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として親の虐待によって尊い命が奪われるといった痛ましい事件も発生しており、早期発見・早期対応を図るための体制の充実が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、栃木県では、平成15(2003)年4月1日から「児童虐待緊急ダイヤル」を設置し、夜間・休日など児童相談所の閉庁時間において、365日児童虐待に関する緊急通告を受け付けている。

* 【時間帯別受信件数】

(単位：件)

区分 受信時間	無言・いたずら					虐待通告以外の相談				関係機関からの事務連絡					虐待通告					【その他】 一般市民から児相への取次 成人の相談（18歳以上） 他機関への照会				合計		
	管轄児相	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計
17:15～18:00				15	15	10	9	5		24	3	2			5	7	4	1		12					56	
18:00～19:00				17	17	21	16	7		44	11	5	2		18	8	11	5		24					103	
19:00～20:00				20	20	27	15	9		51	12	4	5		21	15	8	2	1	26					118	
20:00～21:00				12	12	21	9	7		37	9	1	2		12	10	7	1	1	19					80	
21:00～22:00				15	15	23	10	10		43	8	4	2		14	6	7	10		23					95	
22:00～23:00				4	4	22	6	1	4	33	11	4	1		16	5	1	1		7					60	
23:00～24:00				7	7	17	3	1	1	22	6	2	1		9	6	2	1		9					47	
0:00～1:00				3	3	3	4		2	9	2		1		3	4	1	1		6					21	
1:00～2:00				8	8	6	3	2	1	12	3	3	1		7	2	3			5					32	
2:00～3:00						3	2		1	6	4	2			6	2		1		3					15	
3:00～4:00		1	1	2		1		1		2	1	1			2	1	1			2					8	
4:00～5:00				2	2				1	1																3
5:00～6:00				5	5		1			1	3				3	4				4					13	
6:00～7:00				9	9	5	3			8	2	1	1		4		2			2					23	
7:00～8:30				17	17	14	11	5	1	31		3			3	9	5	3	1	18					69	
8:30～9:00				1	1	4	2			6	8				8		3	1		4					19	
9:00～10:00				6	6	4	7	3		14	4	3	1		8	3	3	2		8					36	
10:00～11:00				12	12	2	4			6	4	1	1		6	3	3	1		7					31	
11:00～12:00				14	14	7	2	1		10	8	1			9	7	1			8					41	
12:00～13:00				8	8	7	5	3	1	16	2	2	2		6	4		1		5					35	
13:00～14:00				9	9	6	5	5		16	4	2			6	3	2			5					36	
14:00～15:00				5	5	6		4		10	3		1		4	1	3	2		6					25	
15:00～16:00				11	11	6	3	2		11	5	1	1		7	2	5			7					36	
16:00～17:15				15	15	8	5	2		15	4	1			5	6	4	3		13					48	
合計		1	216	217	223	125	68	12	428	117	43	22		182	108	76	36	3	223					1,050		